

田川市内事業所のみなさまへ



田川市 正規雇用転換 奨励金

田川市では、非正規雇用者の正規雇用への転換促進及び生活の安定を図るため、市内に住所を有する非正規雇用者を正規雇用者に転換した市内の事業所に奨励金を交付します。

奨励金の額

10万円

(1名につき) (※1)

定員

20名

(1事業所あたりの上限3名)

※1 正規雇用転換後1年を経過した後、事業所に交付します。ただし1年を経過しないうちに退職又は転出した場合、奨励金は交付しません。

詳しくは裏面、または田川市ホームページをご覧ください。

【<http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/>】



お問合わせ先

田川市役所 産業振興課 新産業創出係
825-8501 田川市中央町1番1号
TEL : 0947-44-2000 (内線 302)

田川市正規雇用転換奨励金について

1. 対象事業者は？

非正規雇用の雇用者（田川市に住所を有する人）を平成28年4月1日以降に正規雇用者へと転換した市内事業所で以下の要件を満たすこと。

- (1) 市内に事業所を設置していること。
- (2) 下記に定める事業所であること（別表1）
- (3) 奨励金の根拠となる非正規雇用者を平成28年4月1日以降に正規雇用者へと転換し、その日以降1年間、当該正規雇用者を引き続き雇用継続予定の事業所であること。
- (4) 対象となる正規雇用者を正規雇用することを約束して非正規雇用者として雇い入れるか、又は派遣期間終了後に正規雇用する条件で派遣を受け入れていないこと。この場合、正規雇用を前提として、有期により試用期間雇用を行う場合も含むものとする。
- (5) 対象となる正規雇用者を正規雇用転換の日の前日から過去3年以内に、正規雇用として雇用していないこと。
- (6) 対象となる正規雇用者の正規雇用転換の日の前日から起算して1年前の日より、正規雇用転換の日から起算して1年を経過した日までの間において、当該転換を行った事業所で対象となる非正規雇用者を除く雇用保険被保険者を解雇や退職勧奨など事業所の都合により退職させていないこと。
- (7) 市税等の滞納がないこと。

（別表1）

区分	定義
製造業その他	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人又は法人
卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下の個人又は法人
サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下の個人又は法人
小売業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員の数が50人以下の個人又は法人

2. 手続の方法は？ （様式は田川市ホームページ内にございます。）

申請をされる方は、正規雇用転換の日後速やかに田川市役所3階の産業振興課窓口まで、下記の（ア）～（ク）の書類等を持参してください。（申請期間は当該正規雇用転換の日の属する年度内とします。）

- （ア）田川市正規雇用転換奨励金交付申請書（様式第1号）
- （イ）対象となる正規雇用者一覧及び添付書類一覧（様式第2号）
- （ウ）申請に係る事業所の申出書（様式第3号）
- （エ）対象正規雇用者雇用状況等申立書（様式第4号）
- （オ）役員等調書及び照会承諾書（様式第5号）
- （カ）非正規雇用の採用時の労働条件通知書の写し等
- （キ）対象正規雇用者の住民票抄本
- （ク）対象事業所に係る市税の滞納のない証明書

申請書を審査の上、奨励金交付の可否について申請者に通知いたします。

※奨励金の交付が決定した場合、奨励金受給に係る報告書等を産業振興課窓口へ提出してください。（詳しくは田川市ホームページをご覧ください。）